

保険証の加入・喪失の届け出はお早めに



「職場の医療保険（健康保険、船員保険など）に加入している人」と、「生活保護を受けている人」以外のすべての人は、現在住んでいる市町村の国民健康保険に加入しなければなりません。

会社などを退職して職場の医療保険の資格がなくなった場合などは、直ちに国保加入の義務が生じます。14日以内に加入手続きをしてください。国保への加入届け出が遅れると、保険料は届け出の時点ではなく、資格取得の時点までさかのぼって計算されるため、一度に負担がかかります。早めに届け出をしてください。なお、退職後20日以内であれば、任意継続制度の利用ができる場合もあります。

また、すでに他の医療保険に加入していながら国保の資格喪失届をしていない人は、早めに届け出をしてください。

■問い合わせ先 駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482
各総合支所福祉保健課(14ページ上記参照)

鳥取県最低賃金

1時間 611円

産業別最低賃金

電気機械器具等製造業最低賃金	1時間 708円
各種商品小売業最低賃金	1時間 681円

■問い合わせ先 鳥取労働局 ☎(0857)29-1705

とっくぞうすか？
最低賃金

休日窓口を国保料納付窓口と納付相談窓口をご利用ください 開設します！

- ◇とき 2月20日(日)・27日(日)
午前8時30分～午後5時15分
- ◇ところ 駅南庁舎地階第2会議室

■問い合わせ先 駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3483

児童手当の手続き

児童手当は、小学校3年生までの子どもを養育している人で、所得額から8万円を控除した額が次の表の金額より少ない場合に支給されます。

ただし、届け出がないと支給されませんので、手続きをしてください。

また、特例給付の該当者が会社を退職した場合、資格がなくなりますので届けが必要です。

限度額を超過して児童手当を受給できない人でも、来年度の所得額によっては該当になる場合がありますので、5月中に申し出てください。

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当 (国民年金、厚生年金等)	特例給付 (厚生年金加入者のみ)
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
：	以下1人増すごとに38万円が加算されます	

※扶養親族等とは、所得税で扶養にしている配偶者、子どもをいいます。

※そのほかに、医療費、雑損、障害者、老年、寡婦などの控除が適用されている場合には、別途加算されます。

■問い合わせ先 駅南庁舎児童家庭課 ☎(0857)20-3465

所在 布勢260番地ほか6筆
(旧松保保育所跡地)
面積 1806.33平方メートル
売却価格 58、239千円
申込期間 2月1日(火)～10日(木)
抽選日 2月15日(火) 午後1時30分
抽選場所 市役所本庁舎4階第2会議室
問い合わせ先 市役所本庁舎
財産管理課 ☎(0857)20-3112

可燃ごみ	火・金曜日コースのみ収集します
古紙類	第2金曜日コースのみ収集します
食品トレー プラスチック 資源ごみ 小型破碎ごみ	収集しません
ペットボトル	第2・4金曜日コースのみ9日(水)に振り替えて収集します

祝日(2月)のごみ収集
2月11日(金)建国記念の日、合併前の鳥取市地域のごみの収集は左表のとおりです。

※必ず午前8時までに出示してください。

※旧町村区域については、合併前と変わりがありません。
お問い合わせ先 市役所本庁舎
生活環境課 ☎(0857)20-3217
ねずみ一斉駆除月間
2月は、全市一斉ねずみ駆除月間です。薬剤を各町内会(福部町は配布済み)へ配付します。食中毒や感染症などの原因となるねずみを駆除しましょう。
問い合わせ先 市役所本庁舎
生活環境課 ☎(0857)20-3216

飼育方法…鶏小屋には、関係者以外は近づかないようにするとともに、ペットを含む鳥類を飼育している人は、ネットで飼育小屋を囲うなどして野鳥を近づけたり接触させないようにしてください。

予防対策…野鳥が飛来する河川や池などの水を与えないなど、清潔な飼育環境をこころがけましょう。また、鳥を触った後は手洗いやうがいしましょう。

飼っている鳥が死んだ場合…原因が分からないまま連続して死んだ場合には、素手で触ったりせず下記までご連絡ください。

■連絡先 ▷市役所第2庁舎農業振興課 ☎(0857)20-3234
▷鳥取県鳥取家畜保健衛生所 ☎(0857)53-2240
▷鳥取県東部福祉保健局 ☎(0857)22-5668

鳥インフルエンザの予防対策